

みなとみらい2 1 中央地区20街区M I C E 施設整備事業

モニタリング基本計画（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)			
1	モニタリング基本計画（案）	1	第1	1					モニタリング基本計画	民間収益事業には、モニタリングを実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	民間収益事業はサービス対価の対象ではありませんので、モニタリング基本計画では対象としません。しかし、定期借地権設定契約等において報告を求める予定です。定期借地権設定契約等については入札公告時に提示する予定です。
2	モニタリング基本計画（案）	1	第1	2					モニタリング実施計画	モニタリング実施計画書はPFI事業①を実施する者として選定された応募グループにより設立された特別目的会社（SPC）が作成するとありますが、そのひな形等の案は公表されるのでしょうか	公表の予定はありません。落札者との協議により内容を決定し作成いただきます。
3	モニタリング基本計画（案）	1	第1	3					モニタリング体制	PFI事業者①に融資している金融機関が財務状況等のモニタリングを実施するとありますが、融資を活用しない場合は金融機関との連携をせずに、市が直接確認するという認識でよろしいでしょうか	その理解で結構です。

みなとみらい2 1 中央地区20街区M I C E 施設整備事業

モニタリング基本計画（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)			
4	モニタリング基本計画（案）	3	第2	1	(2)	②			図表3 統括管理業務の 年度管理計画書	統括管理業務は事業期間全体が対象となっておりますので、統括管理業務の年度管理計画書等は事業契約締結前に提出する必要がありますでしょうか？事業契約協議と同時に管理計画書に関する摺合せも行い、事業契約と同時に提出、ということにさせていただきませんか？	入札公告時に公表するモニタリング基本計画にてご要望の内容に修正します。
5	モニタリング基本計画（案）	4	第2	1	(2)	⑦			図表3 会社法上要求される 計算書類等	各事業年度終了後5月末とありますが、通常、株主総会での承認時期が決算月から3か月以内ですので、6月末としていただけませんか？	要求水準書（案）に関する質問No. 67を参照してください。
6	モニタリング基本計画（案）	4	第2	1	(2)	① ②			図表4 設計業務の年度 業務計画書・年度 業務報告書	設計業務の場合、事前に設計業務スケジュールを提出し、適宜協議を行いながら業務が進みますし、基本設計・実施設計とそれぞれで成果物が出来上がりますので、年度業務計画書・年度業務報告書は不要と考えますが、いかがでしょうか？	公表案のとおり年度業務計画書・年度業務報告書は提出いただきます。
7	モニタリング基本計画（案）	5	第2	1	(2)	① ②			図表5 建設業務の年度 業務計画書・年度 業務報告書	建設業務の場合、事前に工程表・施工計画書を提出し、進捗に従って工事監理報告書も提出することになりますので、年度業務計画書・年度業務報告書は不要と考えますが、いかがでしょうか？	公表案のとおり年度業務計画書・年度業務報告書は提出いただきます。

みなとみらい2 1 中央地区20街区M I C E施設整備事業

モニタリング基本計画（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)			
8	モニタリング基本計画（案）	7	第2	2	(1)				具体的なモニタリングの手順設計段階	図表7においてPFI事業者①の作成する書類に個別業務責任者届とありますが、個別業務とは具体的に何を指しているのでしょうか。（意匠設計、設備設計、構造設計などでしょうか。）	個別業務とは、PFI事業者①が実施する設計業務、工事監理業務、建設業務及び維持管理・保全業務を指します。
9	モニタリング基本計画（案）	13	第3	1	(2)	⑤			図表10 計算書類等の提出時期	各事業年度終了後5月末とありますが、通常、株主総会での承認時期が決算月から3か月以内ですので、6月末としていただけませんか。	要求水準書（案）に関する質問No. 67を参照してください。
10	モニタリング基本計画（案）	13	第3	1	(2)	⑦			図表11 業務報告書提出時期	月間業務報告書の提出が翌月末日まで、となっておりますが、この報告書提出をもってモニタリングが始まるとすると、サービス対価支払いまでの期間が長くなりすぎる懸念があります。10日までに報告書を提出する、等支払いまでの期間を短縮する方策はご検討いただけますでしょうか？	要求水準書（案）に関する質問No. 96を参照してください。
11	モニタリング基本計画（案）	20	第3	4	(2)				減額ポイントの支払額への反映	サービス対価のうち維持管理の対価は毎月支払いがあり、減額ポイントによる減額措置は各四半期の最終月に反映されると理解してよろしいでしょうか。	維持管理段階のサービス対価は四半期ごとに支払う予定です。そのサービス対価には当該四半期の減額ポイントを勘案します。サービス対価支払の詳細は入札公告時に提示します。

みなとみらい2 1 中央地区20街区M I C E施設整備事業

モニタリング基本計画（案）に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)			
12	モニタリング 基本計画 (案)	22	第3	6	(1)					維持管理段階のモニタリングにより減額措置がなされる場合、減額対象は維持管理の対価のみであり、設計・建設業務の対価には影響しないという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。